

# 確認票① (表面)

R6.10~

## 1. 入所申込みにあたっての確認事項

※確認欄にチェックの上、裏面(2枚目)の署名欄に署名をお願いいたします。

	確認欄
「保育利用のご案内」を読み、内容についてご理解いただきましたか。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込内容が事実と異なる場合は、入園の内定や決定を取消することがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>
選考は締切日までに提出された書類によって行われます。 書類不備の場合は審査の対象になりません。締切後に提出された書類は、次回の調整に反映します。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込内容が変更になった場合には、必ずご連絡ください。 なお、内定・入所後に、勤務状況の変更や出産等で家庭状況に変更等があった場合は、内定取消または退園となることがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>
証明書類の記載に整合性がない場合や、不明な点がある場合には事業主に問合せをすることがあります。 また、必要に応じて、職員が職場等に訪問し、就労状況をお聞きすることがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>
慣らし(慣れ)保育の期間、延長保育、延長保育料等、保育の特色は各園によって異なります。 希望園の選択は見学に行く等事前に情報を収集してください。 特に、私立園については、必ず見学やお問い合わせなどにより説明を受けてください。	確認しました <input type="checkbox"/>
内定後に受けていただく面接、健康診断等の結果により、内定が取り消されることがあります。 また、入所月前月の末日までに面接、健康診断を受けられない場合は、内定取り消しとなります。	確認しました <input type="checkbox"/>
面接、健康診断の結果、集団保育にあたり配慮を要すると判断した場合、保育時間はお子さまの発達過程や障害の状態、受け入れ先保育所等の状況を踏まえながら決定します。	確認しました <input type="checkbox"/>
入園月に一度も園に通園しない(できない)場合は、事実が判明した時点で内定取り消し、または退園となります。	確認しました <input type="checkbox"/>
お子さまをお預かりする時間は、保護者の勤務時間、通勤時間を合わせた最低限の時間となります。買い物や保護者の食事、夕食の準備等は含まれません。また、お預かりできるのは、「就労証明書」等に記載された勤務等のある日のみです。冠婚葬祭、きょうだいの学校の行事等、その他の理由のときは基本的にお預かりできません。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育時間の認定は勤務時間等により認定されます。勤務時間が短いなどの理由で短時間保育時間に認定された方は、標準保育時間を希望することができません。	確認しました <input type="checkbox"/>
在園中に第2子等の出産により育児休業を取得した場合、その期間中は原則保育短時間認定となります。(認定の変更申請をしていただきます。)	確認しました <input type="checkbox"/>
就労を理由に申込をされる方のうち、入園月が産休中、あるいは産後8週にあたる場合で、入園月中の復帰が無い場合は、内定取消または退園となります。申込時点または内定までに妊娠が判明した場合には必ず申し出てください。	確認しました <input type="checkbox"/>
延長保育は利用定員が決まっているため、必ず利用できる制度ではありません。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育料決定のために資料の提出が必要な場合、区から連絡をいたしますので速やかに提出してください。提出が遅れた場合、保育料をまとめて支払っていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育料は指定された期日までに必ずお支払ください。保育料の滞納がある場合、自宅・保育園・こども園・勤務先・祖父母等に、電話や訪問による確認を行う場合があります。	確認しました <input type="checkbox"/>
<b>育児休業から復帰予定の方は、こちらもチェックしてください。</b>	
育児休業で職場に復帰予定の場合、入園した月の間に同じ職場(派遣社員等であれば、同一事業所)に復帰していただくことが条件となります。職場復帰後には「産休・育休復帰確認書」を職場で記入し、提出していただきます。「産休・育休復帰確認書」が提出できない、その月の間に復帰できない(派遣社員等であれば、派遣元が変更になった場合や派遣先が見つからない場合)、復帰時の所定労働日数・所定労働時間が申請時より少なくなっている場合(育児短時間勤務制度の利用による勤務時間の短縮を除く)、または復帰していないことが判明した場合は、入園の内定や決定の取消し、または退園となります。	確認しました <input type="checkbox"/>
就労証明書に記載の育児休業の取得期間終了前であっても、事業所の入所が内定した場合の育児休業短縮の同意があれば、育児休業の復帰予定日より前の月を保育所入所希望月として申請できます。ただし、内定があった場合には育児休業を短縮し、保育所入所月内に職場復帰することが条件となります。	確認しました <input type="checkbox"/>
就労証明書に記載の育児休業の取得期間終了後であっても、申請者(保護者)から保育状況変更の申告がない限り、育児休業を延長し、育児休業中であるとみなします。保育状況に変更があった場合は、入所月の申請締切日までに申告をしてください。保育状況が変更したにもかかわらず、申告がない場合、入園の内定や決定の取消し、または退園となります。また、保育所入所の内定があった場合には、保育所入所月内に職場復帰することが条件となります。	確認しました <input type="checkbox"/>
<b>転園を希望する方は、こちらもチェックしてください。</b>	
転園申込の場合、転園が内定すると、それまで在籍していた保育園は月末で退園となります。待機者の入園を同時に内定するため、内定を辞退しても元の園に戻ることは絶対に出来ません。	確認しました <input type="checkbox"/>

※裏面もご記入ください。

